

一般事業主行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り、働きやすい雇用環境整備を行うため、次のとおり行動計画を策定する。

1 計画期間 令和7年10月1日から令和12年9月30日まで

2 内容

① 目標1

出産を予定する従業員から希望があった場合、産前休暇を法定の1ヵ月前から取得できる制度を導入する。

〈対策〉

- 令和7年12月から 社員へのヒアリング調査、検討開始
- 令和8年1月から 社員へ周知、休暇の受付開始

② 目標2

満3歳に達するまでの子を養育する従業員が希望する場合、育児休業を延長できる制度を導入する。

〈対策〉

- 令和7年12月から 社員へのヒアリング調査、検討開始
- 令和8年1月から 社員へ周知、運用開始

③ 目標3

短時間勤務制度の適用を受けた者が、制度適用期間終了後に正規勤務に復帰し難い場合は、従業員の希望によりパートタイマー等に身分変更し、子育てが落ち着いた後に従業員が希望する場合は、身分変更前の身分に復職できる制度を導入する。

〈対策〉

- 令和7年12月から 社員へのアンケート調査、検討開始
- 令和8年1月から 社員へ周知、運用開始